

「開かれた議会」をテーマに4項目

- ①インターネットによる録画配信
- ②議会傍聴規則の改正
- ③議会広報常任委員会規則の制定
- ④予算決算等常任委員会の新設



伯耆町議会改革特別委員会は、平成27年3月9日の委員会をもって、調査の最終報告とした。

調査の結果

(1)インターネット配信について

議会の活動状況をより多くの町民の皆様に見てもらっていただく議会に関心を持っていただくため、現在のCATVによる放送に加え、新たにインターネットによる配信につ

伯耆町議会改革特別委員会調査報告

いての検討を行い、定例会における一般質問の録画配信を開始し、いつでも視聴できる環境を整備した。

(2)議会傍聴規則について

個人情報保護の観点から傍聴の手続きについて検討を行い、傍聴人受付名簿への記載を住所、氏名のみとし、年齢についての記載を廃止した。

(3)議会広報常任委員会規則について

議会広報の委員会が常任委員会化したことに伴い、その運営に必要な事項を定めるため、伯耆町議会広報常任委員会規則について検討を行い、規則を制定した。

また、インターネットでの録画配信の開始に伴い、録画配信に関する要綱、免責事項を制定した。

(4)常任委員会について

本会議での審議には、質問回数制限や自己の意見を加えた質問ができない等の規制があり、これを解消するための検討を行った。

その結果、当初予算、決算を特別委員会に付託してきたこれまでのやり方を改め、当初予算、決算を含めた全議案が付託できる、全議員で構成する新しい常任委員会を設置するとの結論に至った。

県議会、市議会で運用されている、いわゆる、委員会主義と言われる議会運営の手法を採り入れるものである。

このやり方を採用している町村は全国でも稀だが、原則、全議案を新設の予算決算等常任委員会に付託することで、より深い審議が期待される。

(5)今後の課題について

今後、検討する課題について、各委員から、議会基本条例の検討、議員定数、既存の常任委員会の廃止についてが、挙げられた。

議会基本条例については、特別委員会を設置し調査、検討していくことを確認したが、議員定数、既存の常任委員会の廃止については、現状維持とし、特別委員会を設置し、検討することには至らなかった。



調査の最終報告

「開かれた議会」を柱に、4項目のテーマを決め、17回の議論を重ねた。

その結果、(1)インターネットによる録画配信(2)議会傍聴規則の改正(3)議会広報常任委員会規則の制定、録画配信に関する要綱を作成するとし、順次運用を開始した。

全国の町村議会でも稀な取り組みとなる(4)常任委員会の新設については、前3項目に比べ最も多くの時間を割いたが、今後はより深い審査が期待される。

今回、議員自ら研究・研鑽を重ね、議会改革に取り組む必要性を全議員が共有できたことは、今後の議会改革の試金石として大きな成果となった。

今後、議会改革を進めるにあたり、その都度その案件に対し特別委員会を設置しながら調査研究を行うっていくことを確認し、本特別委員会の調査・研究を終了し最終報告とする。